

【資料4】

○新唐津市民会館（仮称）管理運営計画検討委員会設置要綱

令和5年6月13日

唐津市告示第218号

（設置）

第1条 新唐津市民会館（仮称）（以下「新市民会館」という。）に関する管理運営計画を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、新唐津市民会館（仮称）管理運営計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 新市民会館の管理運営計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、新市民会館の管理運営に関し市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 文化芸術の振興に関し優れた識見を有する者
- (3) 関係団体の代表者又はその推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から、その所掌事務が終了する日までとする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委嘱された委員のうち学識経験を有する者の中から、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見等を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、専門的知識が必要な事項について検討を行う。

3 部会の委員は、委員の中から委員長が指名する。

4 部会に部会長及び副部会長1人を置き、当該部会の委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、検討結果を委員会に報告するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員会に出席した委員及び関係者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、地域交流部観光文化施設課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に規定する委員会所掌事務終了の日限り、その効力を失う。